

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p>&lt;実証事業選定まで&gt; 令和4年3月7日 公募締切  3月～4月 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。）  4月下旬から5月中旬頃 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。）</p> <p>&lt;実証事業選定後&gt; ～令和5年1月末 事業計画書・予算書等作成後、実証事業実施  （専門家によるコーチング、進捗報告等含む。）</p> <p>実証事業終了後 事情実施報告作成・提出  経費精算・報告  → 実証事業実施者へ経費支払い（精算払い。）。  令和5年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和4年1月19日～令和4年3月7日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、その予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	20件程度を想定していますが、事業実施者の選定は、専門家により構成される選定委員会が判断します。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	<p>補助率（自己負担割合）の設定はありません。</p> <p>本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。</p> <p>国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり200万円（税込）（国立・国定公園等に係る事業において、自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の策定に触れていない内容等については、500万円（税込））を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。</p>
5	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
6	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	「地方公共団体、民間事業者等が連携する組織や団体、協議会等」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
7	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	<p>連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整中である場合は、その旨を申請書に記載してください。</p> <p>調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。</p>
8	Ⅱ．募集内容等	1．申請条件	連携体制について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにいたしましても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
9	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	申請に当たり、観光地域づくり法人（DMO）が代表となること又は同法人と連携することは必須事項か。	必須ではありません。ただし、多様な関係者の連携した取組を期待しています。
10	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	同一市区町村内からの複数の異なる事業を申請することは可能か。	可能ですが、代表となる主体（申請団体）が複数の申請を行うことは認めません。
11	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「代表となる主体が、複数の申請を行うことは認めない」とあるが、Aの事業で代表となる団体が、Bの事業では代表以外で参画している場合でも応募可能か。	申請は妨げません。
12	Ⅱ. 募集内容等	1. 申請条件	「代表となる主体が、複数の申請を行うことは認めない」とあるが、一つの申請の中で複数の取組を複数の団体と行う想定は可能か。	申請は妨げません。
13	Ⅱ. 募集内容等	2. 募集する実証事業	過去に国の調査事業等に申請したことのある事業も応募可能か。	申請は妨げません。 ただし、対象となる事業は公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「2. 募集する実証事業」に記載した条件を満たしたものです。また、既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
14	Ⅱ. 募集内容等	3. 実証事業の実施に付随する業務	改めて作成する事業計画書、事業の進捗等の報告、事業実施報告書の作成テンプレートはあるのか。	事業選定後、事業事務局から別途指定します。
15	Ⅱ. 募集内容等	4. 応募申請書の記載	選定過程及び選定後において、コーチングにより実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内でのみ認められます。
16	Ⅱ. 募集内容等	4. 応募申請書の記載	応募申請書の記載ボリュームの指定はあるのか。	「様式1から4」については、特にボリュームは指定しませんが、地域の概略や実施予定の実証事業の内容等が客観的に把握できる内容としてください。 様式のうち「事業概要説明書」については、実証事業の概要が1枚で分かるよう簡潔に記載してください。
17	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) コーチングについて	専門家は具体的に誰になるのか。複数名となることもあるのか。	コーチングの専門家は、「②コーチングの分野」に記載した各分野の専門家を想定しています。 専門家は、今般の実証事業実施者の公募終了後、選定された実証事業の状況や課題に応じて選定します。派遣する専門家の数も、その状況等により判断します。 ご参考までに、過去の事業において取り入れたコーチング内容や派遣した専門家等については、観光庁ウェブサイト（ <a href="https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kankochi/coaching.html">https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/kankochi/coaching.html</a> ）内の「コーチング事業」のページにて紹介しております。
18	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) コーチングについて	専門家は観光庁が選定し、派遣するのか。	原則として、観光庁又は観光庁が別途指定する事業事務局が選定し、派遣します。なお、国立・国定公園等に係る実証事業のコーチングに関する専門家については、国立公園等を所管する環境省の協力を得て決定します。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
19	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) コーチングについて	申請者側に、派遣される専門家の希望やコーチングしてもらいたい内容等の希望がある場合、それは叶うものなのか。	コーチングに関するご希望がある場合は、それについても様式にご記載の上、申請してください。また、ヒアリング対象となった際も、そのご希望をお申し出ください。 ただし、派遣する専門家等を含めたコーチングに関する事項については、事業実施者と観光庁・専門家等との協議により決めることとなるため、申請時等にお申し出のあったご希望に添いかねることもありますので、ご了承ください。
20	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) コーチングについて	派遣される専門家に支払うコーチング費用の経費は、様式4（実証事業等に係る経費）に計上して申請する必要はあるか。	計上する必要はありません。
21	Ⅱ. 募集内容等	5. (2) コーチングについて	実証事業期間内で実施されるコーチングについて、実証期間終了後の令和5年度以降も、観光庁や事業事務局を介さずに個別にコーチング専門家との契約をすることが求められるか。	特に求めません。
22	Ⅱ. 募集内容等	5. (3) 本事業の申請対象外となるケースについて	申請対象外の例として「数日間のイベント」と記載があるが、数日間のイベントを複数のエリアで複数回実施する場合も対象外となるか。	「数日間のイベント」であっても、公募要領「Ⅱ. 募集対象事業」の「2. 募集する実証事業」に記載した条件を満たすものであれば対象となりますが、将来的な国内外の観光客の消費額増加及び満足度向上等又は他地域への横展開への寄与度等を勘案して判断します。
23	Ⅱ. 募集内容等	5. (3) 本事業の申請対象外となるケースについて	申請対象外の例として「数日間のイベント」と記載があるが、数日間のイベントを毎年恒例の地域振興の目玉としていくような企画の場合も対象外となるか（例：限られたシーズンで収穫できる地元特産物や鑑賞できる景色等を誘客ツールとする場合、開催可能時期が限られるため。）。	「数日間のイベント」であっても、公募要領「Ⅱ. 募集対象事業」の「2. 募集する実証事業」に記載した条件を満たすものであれば対象となりますが、将来的な国内外の観光客の消費額増加及び満足度向上等又は他地域への横展開への寄与度等を勘案して判断します。
24	Ⅱ. 募集内容等	5. (4) 外的要因による影響に考慮した事業計画の策定について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか。全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和5年1月31日までとしております。 個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、この場合でも、対象期間までに実証を完了できなかったときは、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
25	Ⅱ. 募集内容等	5. (5) 申請前の各種調整等について	②の食品営業や道路河川占有等の許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可がされなくなることならぬよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
26	Ⅱ. 募集内容等	5. (5) 申請前の各種調整等について	③について、国立・国定公園を対象地に含む場合は、国立・国定公園を所管する機関への事前相談が必須か。例えば、公園内で工作物の設置や設備設置等を行う予定はなく、公園内の既存の工作物で事業を行う場合も、手続きの要否確認を含め事前相談が必要か。	本件の事業において、国立・国定公園に関係する場合には、基本的には関係する環境省自然保護官事務所等や都道府県自然公園部局にご相談をお願いします。なお、既存施設を活用する場合においても、採択後に本来は手続きが必要であったなどのことが判明すると事業実施が円滑ではなくなる可能性がありますので、あらかじめ必要に応じた事前相談をお願いします。
27	Ⅱ. 募集内容等	5. (5) 申請前の各種調整等について	③について、国立公園内等で本事業の実証事業としてコンテンツ造成としてグランピング等を実施する場合、国立公園の公園事業者でなくても行えるか。	国立公園の公園事業者でなくても実施可能です。ただし、テント等工作物の設置や広告物の掲出等を行う場合、事前に自然公園法に基づく許可申請や届出等の手続きが必要です。実施場所や内容の適否及び手続きに関する相談のため、時間の余裕をもって、国立公園は所管の環境省自然保護官事務所等、国定公園は都道府県自然公園部局にご連絡ください。
28	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「人件費」について、アルバイト等で計上できる人数の制限はあるか。	特に制限はありません。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
29	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURL内の【別表2】をご参照ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001229357.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001229357.pdf</a>
30	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてコンテンツ造成の一環でファミトリップ等を実施する場合に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。おって、土地や建物の購入は認められません。
31	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	「消耗品費」として計上されるものの単価はどのようなものか。	単価（1組又は1個の取得価格）5万円（税込）未満とします。
32	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	対象経費の各項目について、金額や割合に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありません。
33	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の対象となる経費の規模（国費による部分）について、必ず20百万円（税込）で採択されるということか。	上限額は20百万円（税込）としている一方、下限額は設定しておりません。 採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、採択金額を調整しますので、20百万円（税込）とならない場合もあります。 なお、国立・国定公園等に係る事業において、自然公園法に基づく自然体験活動促進計画の策定に触れていない内容等については、5百万円（税込）を上限としての採択を予定しています。
34	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
35	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
36	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	実証事業の実施地域において、本事業とは別の国の補助事業の交付が決まっている。本事業における経費を含めた申請内容は、当該補助事業における内容（活動）と異なるところ、本事業に申請することは可能か。	お示しのケースであれば、申請は妨げません。 公募要領「（4）実証事業等の対象経費の精査に関する事項」の【対象外経費】に記載のとおり、別の補助金、委託費等が支給されている同一活動の経費については、本事業における経費対象とはなりません。
37	Ⅱ. 募集内容等	6. 対象経費	営利のみを目的とした活動は経費対象外となっているが、具体的にどのような活動か。	本事業が調査事業であることを考慮せず、観光コンテンツの販売等により収益の確保のみを目的とした活動となっていると観光庁及び事業事務局が認めたものを指します。
38	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
39	Ⅱ. 募集内容等	7. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和5年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和4年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和4年度分（令和5年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和5年1月31日までの経費を計上可能とします。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
40	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	審査項目は公開されていますが、項目ごとの審査基準は具体的にどのようなものか。	公平性の観点から、審査基準は公開しておりません。事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。
41	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	①(ウ)に「他地域への横展開への寄与度」とあるが、寄与度が期待できるとは具体的にどのようなものか。	申請内容が、全国の他の地域でも同様の課題を抱えており、その課題解決のモデルケースとなることが期待できるものとなっていることなどが挙げられますが、事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。
42	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	②(イ)に「地域資源を、幅広くかつ深く把握」とあるが、具体的な指標はあるか。	一資源に限らず、地域内の資源全般を広くかつストーリーを含めた本質を熟知していることや、地域内の知名度の高い資源に限らず地域の魅力となることが期待できるような原石たる資源についても把握していることなどが挙げられますが、事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。
43	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	「適切」、「円滑」、「有効」、「着実」等の言葉に対する具体的な指標はあるか。	指標はありませんが、事業実施者の選定については、専門家により構成される選定委員会が判断します。
44	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもありません。
45	Ⅲ. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>のうち、「重点支援DMOなど、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人(DMO)』が実施体制に参画していること。」について、「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」が参画する場合も加点されるか。	「観光地域づくり候補法人(候補DMO)」の場合は加点しません。
46	Ⅲ. 事業実施者の選定	3. ヒアリングの実施等	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないとは限りません。
47	V. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和5年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
48	V. 留意点	2. 事業内容の検討について	(2)において設定するターゲットは、国内旅行者だけでもよいのか。	国内旅行者向けの取組は不可という制限はございませんが、将来的には訪日外国人観光客を見据えた設定をお願いします。
49	V. 留意点	2. 事業内容の検討について	(3)の「専門家等」とは、コーチングで派遣される専門家とは違うのか。事業主体が招聘しなければいけないのか。	実証事業や地域の状況等に応じ、コーチングに携わる専門家の派遣を予定しております。このため、事業主体による招聘は必須ではないところ、必要に応じ招聘いただくのは妨げません。
50	V. 留意点	2. 事業内容の検討について	(4)において「本事業で造成したサステナブルな観光コンテンツ等のモニターを実施する際は、将来販売することを視野に入れて可能な限り有償にて実施すること」とあるところ、テストマーケティングやファミトリップの参加費を無償としても差し支えないか。	有償にて実施し、販売結果を基にコンテンツ等の磨き上げや価格設定といった今後に繋がる取組を期待しているところ、参加費を無償とすることは妨げません。ただし、参加人数や内容については、テストマーケティングやファミトリップの目的を踏まえて必要最小限としていただく必要があります。なお、本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費は認められませんので、ご注意ください。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
51	V. 留意点	4. 事業完了後について	「得られた知見等について他地域へ広く横展開を行う」とあるが、どのように横展開を行うのか。	成果報告会の開催や、事業報告書等の成果に関する資料の公表等により他地域へも共有し、地方公共団体や観光事業等に従事されている方を含めた多くの方にご活用いただくことを予定しております。 ご参考までに、本事業と同様にコーチングを取り入れて行った実証事業に関する成果報告会や資料等については、以下に掲載しています。 観光庁ウェブサイト <a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/coaching.html">https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/coaching.html</a>
52	V. 留意点	4. 事業完了後について	実証事業等の経費を令和5年度以降へ繰り越して国費で負担してもらうことは可能か。	実証事業等の経費を、令和5年度以降へ繰り越して国費で負担することはできません。 令和5年度以降は、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指していただくことを求めます。
53	V. 留意点	4. 事業完了後について	「実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査」とあるが、令和5年度以降に本事業と同様の予算事業は予定されているか。	令和5年度以降の本事業に関連又は類似する予算は決定しておりません。 令和5年度以降は、本事業における実証事業で構築されたスキームを継続的に活用・展開し、自ら地域の観光需要の創出を目指していただくことを求めます。
54	V. 留意点	4. 事業完了後について	「実証事業終了後においても、事業の進捗について継続して調査」とあるが、どのような方式で調査することを想定しているか。	メールや電話等によるヒアリング、必要に応じ実証事業の実施地域に赴いての調査等を予定しております。
55	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	概算払いや都度精算は対応できません。事業完了後の精算までは、事業実施者により経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。
56	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	精算時に領収書は必須か。例えば請求書のみで精算は可能か。	支払いを確認できる領収書等がなければ、取組に係る経費の精算はできません。ご留意の上、応募をご検討ください。経費の精算に当たっては、選定後に提示される別途定めるマニュアル等に沿った事務処理対応をしていただくこととなります。詳細は、実証事業選定後に事業実施者に別途伝達します。
57	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
58	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
59	V. 留意点	7. その他	「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和5年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和5年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。	実証事業の成果物とは、公募要領「Ⅱ. 募集内容等」の「3. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。